

### 労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり( 年 月 日～ 年 月 日) 以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他( )] 2 契約の更新は次により判断する。 ( ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ) ( ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ) ( ・その他( ) ) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： (高度専門) ・ (定年後の高齢者) 特定有期業務の開始から完了までの期間( 年 か月(上限10年)) 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務( 開始日： 完了日： )
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業( 時 分) 終業( 時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；( )単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 ( 始業( 時 分) 終業( 時 分) (適用日 ) ) ( 始業( 時 分) 終業( 時 分) (適用日 ) ) ( 始業( 時 分) 終業( 時 分) (適用日 ) ) (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム(始業) 時 分から 時 分、 ( 終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業( 時 分) 終業( 時 分) (5) 裁量労働制；始業( 時 分) 終業( 時 分)を基本とし、労働者の決定に委ねる。 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間( )分 3 所定時間外労働の有無( 有 , 無 )
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他( ) ・非定休日；週・月当たり 日、その他( ) ・1年単位の変形労働時間制の場合 - 年間 日 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) か月経過で 日 時間単位年休(有・無) 2 代替休暇(有・無) 3 その他の休暇 有給( ) 無給( ) 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

